

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

	年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度				
阿波市長殿 令和 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒	特別徴収義務者 指 定 番 号		
		フリガナ		宛 名 番 号		
		氏名又は名称		担 連 当 絡 者 先	所 属 氏 名	
		個人番号 又は法人番号			電 話	内線 ()

給与所得者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
	氏 名									
	生 年 月 日	年	月							日
	個人番号									
	受給者番号									
	1月1日現在の住所	〒								
異動後の住所	〒									
				円	円	円	年	月	日	

1. 特別徴収継続の場合											
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規		法 人 番 号						新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所 在 地	〒			担 当 者 連 絡 先	所 属 氏 名				受 給 者 番 号	
	フリガナ					電 話	内線 ()			納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要
	氏名又は名称										

2. 一括徴収の場合										
理由	右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため				徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				月 日	円			

3. 普通徴収の場合										
理由	右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため								※市町村記入欄
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため								
3. 死亡による退職であるため										

記載要領

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 - (2) 退職後5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
 - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
- 10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されることがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入者の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 13 ※印の欄は、記載しないでください。

市民税・県民税の特別徴収への切替依頼書

阿波市長 殿	給与支払者 特別徴収義務者	所在地											特別徴収義務者指定番号				
		フリガナ 名 称											連絡者の係・ 氏名・電話番号	係			
		代表者氏名												氏 名			
		法人番号															電話番号
届出年月日																	
令和 年 月 日																	
次の納税者に対して 月分から特別徴収を希望します。																	
給与所得者																	
フリガナ 氏 名											生 年 月 日	大正・昭和 平成・令和	年	月	日		
現 住 所											普通徴収税額						円
1月1日 現在の住所											普通徴収納付 済税額						円
年の途中で新たに職員を給与からの特別徴収に切り替える場合は、この書類を市役所に提出してください。 本人あてに送付された納税通知書を同封してください。(二重納付防止のため) すでに納付済の分がある場合は、領収書の写しと残りの納付書を同封してください。(領収証の原本は本人で保管してください) 徴収開始月の希望が無い場合には通知月の翌月からの徴収となります。 納期限を過ぎている分については、特別徴収できません。																	

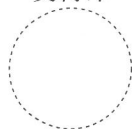
給与所得等に係る特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

◎変更があった場合は、すみやかに提出して下さい。

令和 年 月 日	給 特 別 与 徴 支 収 義 務 者 者	所 在 地		特別徴収義務者 指 定 番 号	
		名 称		連絡者の 係・氏名 並びに 電話番号	係
		代表者の 職 氏 名			氏名
阿 波 市 長 様				電 話	

阿波市提出用

事 項	変 更 前	変 更 後																				
フリガナ																						
所 在 地	〒	〒																				
フリガナ																						
名 称																						
電 話	() -	() -																				
備 考																						
変更年月日	令和 年 月 日	法人番号 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> </tr> </table>																				



給与所得等に係る特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

(令和 年 月 日提出)

阿波市長様	① 申 請 者	住所または所在地													② 特別徴収 指定番号				
		氏名または名称																	
		代表者氏名													連絡者の 係・氏名 並びに 電話番号	課	係		
		法人番号																	
阿波市税条例第46条の2の規定により特別徴収税額の特例について承認方を申請します。																			
特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月 から翌年5月までの給与所得および退職所得に対する特別徴収税額																		

1. 給与所得等に係る特別徴収税額の納期の特例の制度について

(1) この特例の適用を受けることのできる徴収義務者は、その者から給与所得の支払を受ける者の人数が常時10人未満である徴収義務者です。

(注意)「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者は含みません。

(2) (1)に該当する徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、市長に申請し、その承認を受けなければなりません。

(3) この特例の承認を受けた場合には次に掲げる期間中の支払にかかる給与所得及び退職所得から特別徴収した市民税・県民税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

6月から11月までの分 同年 12月10日まで

12月から翌年5月までの分 翌年 6月10日まで

(4) 納期の特例について承認を受けた者は、その者から給与所得の支払を受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。

(5) 滞納や著しい納付延滞があるような者については、その特例の承認を受けられない場合があります。

(注意) この承認を受けても、滞納したり、納入を遅滞したりするとこの特例の承認を取り消されることがありますから特にご注意願います。

2. 申請書の書き方

(1) ①欄には、申請者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名をそれぞれ記入してください。ただし、法人の本店若しくは主たる事務所以外の事務所で市県民税の特別徴収及び納入を行っている場合には、その事務所の所在地及び名称並びに当該事務所の責任者氏名を記入してください。

(2) ②欄には、すでに市長から通知されている「特別徴収指定番号」を記入してください。

受付印



給与所得等に係る特別徴収税額の納期特例とりやめに関する届出書

(令和 年 月 日提出)

阿波市長様	① 届出者	住所または所在地												② 特別徴収指定番号	
		氏名または名称													
		代表者氏名												連絡者の係・氏名並びに電話番号	課係 氏名 (電話)
		法人番号													
阿波市税条例第46条の2の規定により承認を受けた特別徴収税額の特例について、下記の事由のため納期特例をとりやめます。															
③ 届出事由	1. 給与所得の支払を受ける者が常時10人以上となったため 2. その他 ()														

※届出書の記入方法

- ①欄は、届出者の住所等をそれぞれ記入してください。
- ②欄は、すでに市長から通知されている「特別徴収指定番号」を記入してください。
- ③欄は、届出事由を○で選択し、「2. その他」の場合は、理由を記入してください。